

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's 広場

関連リンク

資料室



HOME | 資料室 | 一般教養 | 日本国憲法 | 日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (15)

労働組合

労働者福祉・共済

一般教養

社会保障

労使トラブル法律相談Q&A

労働関係法

経営全般

人間関係とコミュニケーション

ライフプラン

男女共同参画

公務員関係法

日朝の歴史

7つの習慣

中東の歴史

ボランティア活動

環境活動

社会貢献活動

自己啓発

生涯学習

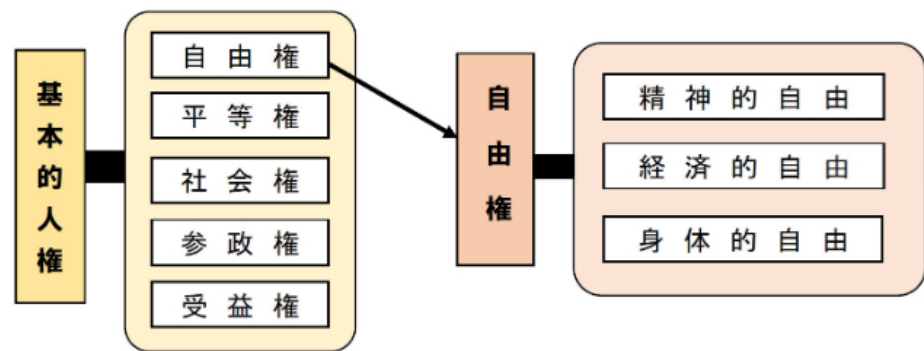
外交・防衛問題

資本論

教育カリキュラム

日本国憲法

日本国憲法を知ろう (条文解説) 第3章 国民の権利及び義務 (15)

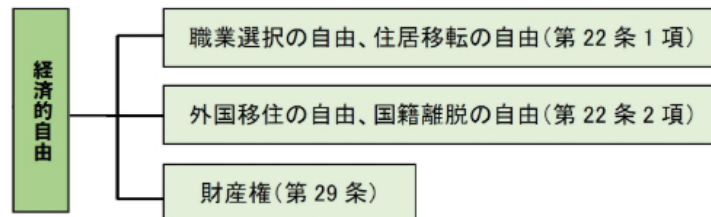


憲法第二十九条 【財産権】

財産権は、これを侵してはならない。

- ② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。
- ③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

経済的自由権とは、私人の経済活動の自由を保障する人権です。日本国憲法でも次のような経済的自由権を保障しています。



語句の説明

財産権・・・私権の一つ。経済的利益を目的とする権利。

私有財産・・・個人が持っている財産。

補償・・・つぐなうこと。損害や費用などを補い償うこと。

条文説明

第29条「財産権」は、財産に関する権利のことで、自由に物を持つ(物権)、貸与(債権)などの所有権で、特許権・商標権などの「知的財産権」などを言います。

条文1項で、財産権を保障していますが、2項で、自由権である、財産権の内容は、公共の福祉によって制限される、具体的には法律で定めるとしています。

また、3項では、社会的な要請などから、合理的な場合、正当な補償を行い、公共のために用いる、と規定しています。

財産権に対する制約

財産権に対する制約には、消極的制約すなわち生命・健康などに対する危険を防止するための規制や隣人関係に伴う規制と、積極的規制すなわち資本主義経済のもたらす弊害を防止するための規制とが存在します。消極的規制の例として、伝染病防止法による病原菌に汚染された物の使用制限や、食品衛生法による有害物質を含んだり腐食のおそれのある食品の販売禁止などがあげられます。積極的規制の例としては、私的独占の排除・株式保有の制限を定める独占禁止法、借地人・借家人保護のための借地借家法などがあります。

教科書・日本国憲法より

傾聴

語り部スキル

PDF版

🔍 キーワード検索はこちら

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

>>一覧へ戻る

🔍 サイトマップ 🔍 このサイトについて 🔍 個人情報保護の取組みについて

🔍 ページTOPへ

TOP page

資料室

イベント情報

講師を探す

Worker's広場

関連リンク

Worker's Library 静岡で働く人のための資料閲覧サイト
JAPANESE TRADE UNION COFEDERATION DB SITE **【ワーカーズ・ライブラリー】**

Copyright© WORKER'S LIBRARY All rights reserved.